

## 平成25年度から市・県民税の生命保険料控除制度が改正されます

現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が新設されました。平成24年1月1日以後に締結した保険契約から新制度が適用されます。

### ●控除額の計算

#### ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（新契約）

新契約に基づく新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ下表のとおりです。各控除額の合計額の上限は70,000円です。

年間支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

#### ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約など（旧契約）

旧契約に基づく旧一般生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、従来どおりそれぞれ下表のとおりです。各控除額の合計額の上限は70,000円です。

年間支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

#### ③新契約と旧契約の双方に加入している場合

①新契約のみ②旧契約のみ③新旧両契約、いずれかを選択して控除額を計算することができます。いずれも各控除額の合計額の上限は70,000円です。

【問い合わせ先】本庁・市民税課 ☎ 1111内線1144

## 申告のときに必要なもの

- ・申告案内（通知が届いた人）
- ・印かん

※税務署から申告案内が届いた人は、税務署で申告してください。

このほか、申告に必要なものは、申告をする人それぞれの所得の種類などによって、次のとおりとなっています。

### ◆給与・年金所得がある人

- ・給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
- ・公的年金などの源泉徴収票

※所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票（原本）と本人名義の預貯金通帳（口座番号がわかるもの）を持参してください。

### ◆個人年金・保険の満期金がある人

- ・保険会社などが発行した支払い金額がわかるもの

### ◆事業、不動産所得がある人

- ・収入（売上額・出荷額・水揚げ額等）や経費などがわかる書類や帳簿（所得の種類ごと、経費などの科目ごとに集計してきてください。計算をしていないと、申告の順番が後回しになる場合があります）。

- ・固定資産税課税明細書

- ・領収書

※農業所得は、収支計算による申告となります。販売（出荷）伝票や必要経費がわかる領収書・営農口座の通帳などを、項目ごとに分けて集計しておいてください。また、自家消費分については、収穫量を記録しておいてください（「もみで〇俵」など）。

### ◆社会保険料控除を受ける人

- ・年金や健康保険税（料）などの領収書または納税額確認書

- ・国民年金保険料控除証明書

※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から差し引き（特別徴収）される保険税（料）の控除を受けることができるのは、受給者本人のみとなります。

### ◆生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人

- ・支払った保険料の証明書

### ◆医療費控除を受ける人

- ・支払った医療費の領収書や明細書（受診者・医療機関ごとに集計してください）

- ・生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書

- ・介護保険高額介護サービス費支給決定通知書

※おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要です。ただし、介護保険被保険者でおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は本庁・高齢者支援課へお尋ねください。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証と印かんを持参して、本庁・保険年金課または各支所担当課で申請してください。

### ◆障害者控除を受ける人

- ・障害者手帳または障害者控除対象者認定書

※認定書は、身体や精神に障がいがある65歳以上の人で、その障がいが①身体障がいの1～6級②知的障がいの軽度・中度・重度③寝たきりと同じ程度と認められる人へ発行します。①と②は本庁・社会福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください（各支所担当課でも可）。

### ◆雑損控除を受ける人

- ・被災証明書

- ・被害を受けた住宅や家財の明細書や、支払った修繕費などの領収書

- ・損害保険などで補てんされる金額の明細書

### ◆寄附金控除を受ける人

- ・寄附先から交付された寄附金の受領証など

※自治体への寄附（ふるさと寄附金）を行った場合も申告が必要となります。

※東日本大震災被災地復興支援のための寄附金や義援金（日本赤十字社、中央共同募金等への寄附）も対象になります。

◎市・県民税の申告についての詳細は、本庁・市民税課 ☎ 1111内線1144または、各支所担当課までお尋ねください。

◎所得税の申告については天草税務署 ☎ 2510へお尋ねください。

## 税務署からのお知らせ

### ◆年金所得者の平成24年分確定申告について

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税についての確定申告書の提出は必要ありません。

※1. 医療費控除などによる所得税の還付を受けるために、申告書を提出することができます。

※2. 所得税の確定申告書の提出の必要がない場合であっても、市・県民税の申告は必要になることがあります。

### ◆国税庁ホームページで「確定申告書等作成コーナー」を提供しています

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書などを作成・印刷して税務署へ提出することができます。

[ホームページアドレス] <http://www.nta.go.jp>

また、電子申告用データを作成すれば、電子申告（e-Tax）により申告などを行うことができます（贈与税を除く）。なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をすると、①最高3,000円の税額控除（初回のみ）②添付書類の提出が省略③還付金がスピーディー④24時間いつでも利用可能などのメリットがあります。詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

[ホームページアドレス] <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【問い合わせ先】天草税務署 ☎ 2510